

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 11 月まで

私は、当時、病院で受診するため A 町（現在は、B 市）役場で国民健康保険に加入する意思を伝えたところ、国民健康保険に加入するには、国民年金と同時に加入すること並びに未納期間に係る国民年金保険料及び国民健康保険料を納付する必要があることを告げられ、異なる制度に同時に加入するという説明に納得できず、担当職員と口論になったが、結局、数時間後にお金を用意して再度 A 町役場の窓口で未納期間に係る国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したと記憶している。

加入手続については、当時の友人で同僚でもあった C 氏と一緒に A 町役場で行い、加入手続後の期間に係る国民年金保険料及び国民健康保険料は、その都度、A 町役場の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料は納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続に係る記憶は具体的である上、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金加入に係る受付日は昭和 59 年 2 月 3 日と記載されており、当該受付日以前の申立期間の国民年金保険料を A 町役場において、さかのぼって納付することは制度上可能であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は国民年金の加入手続時において、未納期間に係る国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したと申し立てているが、B 市は、

「申立内容から想定される状況において、国民健康保険料については、前年所得等を基に保険料を計算し課税するので、後日改めて納付依頼をしていたと推定される。」と証言しており、同日のうちに納付できた保険料は国民年金保険料のみであったと推測されることから、申立人が納付した保険料は国民年金保険料のみであったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、上記国民年金受付処理簿から申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測できる昭和 59 年 2 月 3 日より後の期間については、申立人は A 町役場に頻繁に行っていたと記憶している上、居住地の移動、経済状況の変化等の同町役場において国民年金保険料を納付することが困難となる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、社会保険事務所(当時)に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私の国民年金保険料は、A市(現在は、B市)で父が兄弟二人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。

しかし、申立期間について弟の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の国民年金保険料は未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付済みである。

また、申立人の父が兄弟二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の弟の納付記録を見ると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担ったとする申立人の父親は「期末手当により、申立人と申立人の弟の国民年金保険料を市役所から年度当初に送付された納付書によりC銀行D店で、5か月分合計5万8,500円を納付した。」と述べており、納付に係る記憶が具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、B株式会社C工場における資格喪失日を36年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年4月は7,000円、36年7月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月20日から同年5月1日まで
② 昭和36年7月30日から同年8月6日まで

私は、昭和33年2月2日にD市のA株式会社に入社し、38年10月20日に退職するまで継続して勤務したのに、転勤時の手続誤りによって厚生年金保険の記録が一部欠落していることに納得できないので、申立期間も厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、複数の同僚に係るオンライン記録及び供述内容から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和34年5月1日にA株式会社からB株式会社C工場に異動、36年8月6日にB株式会社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B株式会社本社は、当時の資料等が残っておらず詳細は不明としているが、「当該事業所があったことは間違いなく、同一企業内の転勤で継続して勤務していたものと推測される。」と回答している。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社及びB株式会社C工場における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録か

ら、昭和 34 年 4 月は 7,000 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 株式会社 C 工場及び B 株式会社 D 工場における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、36 年 7 月は 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は昭和 35 年 9 月に B 株式会社へ商号変更した後、同社 D 工場は平成 11 年 4 月 1 日に、同社 C 工場は 12 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 株式会社の本社は、当時の資料は残っておらず保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を78万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

私は、平成12年11月17日から17年8月11日まで、勤務していたA株式会社から親会社であるB株式会社（現在は、C株式会社）の海外現地法人に出向し、その間も事業主であるA株式会社により支給されていた賞与から厚生年金保険料を控除されていた。同年6月分の標準賞与額の記録が無いので、会社に確認したところ、会社が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（78万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年6月20日の標準賞与額（78万5,000円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から54年3月まで

昭和50年に大学を卒業後、研修期間を終えた53年にA医院に就職して収入も安定した時期に、院長から国民年金の加入を勧められ加入した。

昭和53年7月から54年までの間に、B区役所で45年8月から53年3月までの国民年金保険料約20数万円を納付して年金手帳を受け取った。

それ以降、昭和54年3月までは毎月納付書で納付した。

一括して国民年金保険料を納付した年月日を正確には記憶していないが、昭和53年7月から54年までの間に納付したと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年にA医院の院長に国民年金に加入することを勧められ、45年8月から53年3月までの国民年金保険料を53年7月から54年までの間に一括して約20万円納付したとしているが、この期間は第3回目の国民年金保険料の特例納付期間であるものの、申立人が特例による国民年金保険料を納付したとすると、納付金額が36万8,000円となり、申立金額と著しく乖離^{かいり}している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出年月日は、昭和54年7月19日であり、その際に特例納付制度によらず国民年金保険料を一括して納付したとすれば52年4月からの過年度^{かいてり}の国民年金保険料は5万9,160円となり、この場合も申立金額と大幅に乖離^{かいり}する。

さらに、申立金額が実際に納付した場合の金額と乖離^{かいり}していることから

申立人に確認したところ、国民年金保険料を一括納付するため金融機関から現金をおろしたりしたことは無いなど、申立内容が当初の申立内容と相違するなど、納付状況についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年12月まで

申立期間は、母が私の結婚後、夫に迷惑をかけないようにと国民年金保険料を一括して支払ってくれた期間である。

当時、母が市役所の国民年金担当者に「5年間 ^{さかのぼ} 遡れる。」と言われ国民年金保険料を支払ったもので、平成元年2月28日ごろ一括納付した国民年金保険料の領収書を同年3月に私が住所変更する前に見せてくれた記憶がある。

ねんきん特別便により、国民年金保険料が未納となっていることが判明したが、母が折角納付してくれたものなので、領収書等は見当たらないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については直接関与していない上、これらを行ったとする母親から聴取したところ、昭和62年ごろ20万円ぐらい納付したと供述し、一方、申立人は、平成元年2月28日ごろ未納となっていた国民年金保険料を一括して納付したと主張し、納付日に齟齬がみられるなど、国民年金保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月28日に払い出されていることが確認でき、その時点で国民年金保険料の納付が可能な期間は、申立期間後の60年1月から62年4月までの期間となり、この場合の国民年金保険料を計算すると、母親が一括して納付したとする金額（19万2,140円）とほぼ一致することから、当該期間の国民年金保険料と混同している可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立内容のとおり昭和 59 年 4 月から平成元年 1 月まで一括納付したとすると 40 万 6,520 円となり、申立人の母親が納付したとする金額と大幅に乖離^{かいり}している上、59 年 4 月から 61 年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は当時、A 市以外に住所変更はないため、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月7日から27年1月31日まで
私は、A公共職業安定所の紹介により、昭和26年1月にB株式会社に期間雇用の機械工として入社し、27年3月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録回答票によると、同社の厚生年金保険の資格取得日が同年2月1日、資格喪失日が同年3月22日と記録されている。同僚の名前は覚えていないが、申立期間について、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除について、オンライン記録から、同僚と思われる者19人のうち、死亡又は連絡先不明の者を除く6人に対して照会したところ、5人から回答があったが、申立人を覚えている者はいなかった。

また、B株式会社が保管する人事記録によると申立人の雇入日は昭和27年1月29日、退職日は同年3月21日と記録されているところ、申立人と同じ機械工であった複数の同僚から「当初は日雇いとして雇用され、その後に社員として厚生年金保険に加入した。」との供述があり、同社では、従業員すべてを入社当初から厚生年金保険に加入させていたものではないことがうかがわれる。

さらに、申立期間について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、申立人の資格取得日は昭和27年2月1日と記録されているところ、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日から、3か月あるいは6か月の期間雇用であったと思われる者の資格取得日はすべて月の初日となっていることから、申立期間当時、

同社では厚生年金保険を月の初日から適用していたことがうかがえる。

加えて、申立事業所が加入するB健康保険組合に、申立期間当時における申立人の組合健康保険の資格取得及び喪失の記録を照会するも、「不明である。」との回答であった。

また、事業主からは、申立期間当時の厚生年金保険料の控除については「当時の資料が無いため不明。」との回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 20 日から 34 年 3 月 31 日まで
昭和 33 年 8 月 15 日に A 市の B 事業所を退職後、B 事業所の同僚の紹介で失業保険の給付を受けることも無く、数日後に C 市の有限会社 D（現在は、株式会社 E）に正社員として就職した。事業主は F で同僚に G、H、I、J 及び K がいた。経理は女性の L であったと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、有限会社 D において、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚及び申立人と同一の日付で厚生年金保険の資格を取得している同僚 36 人のうち、死亡又は連絡先が不明である者を除く 11 人に対して照会し、回答があった 8 人のうち、5 人は申立人を覚えておらず、残る 3 人も申立人が勤務していたことは記憶にあるが入社時期は不明としている上、申立人を同社に紹介したとする前の職場の同僚も既に死亡しており、申立人の入社時期及び申立期間の勤務状況について供述を得ることはできなかった。

また、上記同僚調査の結果、試用期間があったとする者 5 人は昭和 34 年 4 月より前に有限会社 D で働き始めたと供述しており、一方、試用期間は無かったとする者二人及び不明とする者一人は、同年 4 月 1 日から同社で働き始めたと供述しているところ、現在の事業主は「申立期間当時の試用期間の取扱いは不明だが、当時は今と違ってすぐに適用することは無かったのではないかと思う。」と回答していることから、同年 4 月 1 日より前に入社した者については、数か月から 1 年程度の試用期間があったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、経理担当者の消息も不明である上、有限会社Dは、申立期間に係る人事記録等の資料は既に廃棄しているため、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。